

日本西洋史学会第30回大会

発 表 要 旨

1980年5月10日・11日

専 修 大 学

大会 プ ロ グ ラ ム

第一日 1980 (昭和55) 年 5 月 10 日 (土) 専修大学生田校舎

理 事 会	12:00~13:30	図書館 第二閲覧室
受 付 開 始	12:30~	第三号館入口
シンポジウム	14:00~17:00	第三号館
(その1) 宗教改革と都市		331教室
(その2) フランス革命における民衆と権力		332教室
総会・懇親会	18:00~20:00	食堂 館

第二日 1980 (昭和55) 年 5 月 11 日 (日) 専修大学生田校舎

部会別研究発表	10:00~16:30	第三号館
第1部会	323教室	
第2部会	324教室	
第3部会	331教室	
第4部会	332教室	

※フランス革命関係史料展示 9:30~17:00 図書館
(ベルンシュタイン文庫)

第一日 シンポジウム 5月10日(土) 14:00~17:00 第三号館

(その1) 宗教改革と都市 331教室

司会・田中真造, 富本健輔, 瀬原義生

- あいさつ……………渡辺 茂(専修大学)
- 総 論……………中村賢二郎(京都大学)

1. 森田 安一(東京学芸大学) スイス・南西ドイツ都市の宗教改革
—ツヴィングリ改革理念との関連において—
2. 小倉 欣一(東洋大学) 帝国都市フランクフルト・アム・マインの宗教改革
—市民蜂起からシュマルカルデン同盟への苦難の歩み—
3. 倉塚 平(明治大学) ミュンスター千年王国と社会層

(その2) フランス革命における民衆と権力 332教室

司会・井上幸治, 遅塚忠躬

- 総 論……………井上 幸治(津田塾大学)
- 1. 小井 高志(立教大学) リヨンのサン=キュロットと「シャリエ派」
- 2. 杉原 泰雄(一橋大学) フランス革命と「人民主権」

第二日 部会別研究発表 5月11日(日) 10:00~16:30 第三号館

第1部会 323教室

1. 桑原 洋(駒沢大学) ミケーネ王権の興亡と金属交易
10:00~10:40
2. 伊藤 正(上智大学) κληρος に対する共同体的規制について
10:45~11:25
3. 平田 隆一(東北大学) ケントゥリア制の成立
11:30~12:10
4. 楠田 直樹(関西学院大学) プロソグラフィカルな研究の意義
13:30~14:10
—スキピオ・アエミリアヌスを一例に—
5. 栗田 伸子(東京大学) スミディア王国に対する共和政ローマの「支配」
14:15~14:55
6. 島 創平(東京大学) 教会奴隷解放 (manumissio in ecclesia)
15:00~15:40
と聖式奴隷解放 (sacral manumission)

第2部会 324教室

1. 渡辺 節夫(香川大学) シャンパーニュ東南部における在地の動向と領域的
10:00~10:40
諸侯権力
2. 山代 宏道(山口大学) ノルマン征服後の司教座聖堂参事会について
10:45~11:25
3. 佐藤 眞典(広島大学) フリードリヒ・バルバロッサとイタリア諸都市
11:30~12:10

4. 伏島 正義(東京都立大学) 12—13世紀のノルウェー都市
13:30~14:10
—Trondheimの場合—
5. 赤沢 計真(新潟大学) イギリス13世紀・権原開示訴訟における令状還付権
14:15~14:55
の問題
6. 尾野比左夫(ノートルダム清心女子大学) ランカスター朝における貴族統治の特質
15:00~15:40
—ヘンリー6世治世前半期の場合—

第3部会 331教室

1. 青木 康征(神奈川大学) 「征服」後の「征服者」たち
10:00~10:40
—メキシコの場合—
2. 四元 忠博(埼玉大学) スペイン領植民地におけるイギリスの密貿易
10:45~11:25
—1739年ジェンキンスの耳の戦争の経済的背景をめぐって—
3. 浅田 実(富山大学) いわゆる craze for calico と東インド会社
11:30~12:10
4. 堀井 敏夫(大阪大学) パリ・王政復古初期の食糧危機
13:30~14:10
—Arch. nat. F11の文書より—
5. 長沼 秀世(津田塾大学) 1900年前後のアメリカ経済
14:15~14:55
—「門戸解放帝国主義」との関連で—
6. 保田 孝一(岡山大学) ロシア革命前夜のストルイピン改革とヴィッテ伯
15:00~15:40

第4部会 332教室

1. 河村 一夫(外務省外交史料館) 国際連盟と石井菊次郎
10:00~10:40
2. 竹本 秀彦(早稲田大学) エルンスト・トレルチとワイマール・デモクラシー
10:45~11:25
—政治倫理と歴史主義—
3. 井上 茂子(東京大学) ナチスによる労働者の組織的把握
11:30~12:05
—闘争期から第三帝国初期にかけて—
4. 佐藤 健生(相模女子大学) ヒトラーの政権掌握とドイツ外務省
13:00~13:35
5. 芝 健介(国学院大学) ナチ親衛隊と国防軍 1934—1939年
13:40~14:15
6. 木畑 和子(東京大学) ナチスの対外侵略とヘルマン・ゲーリング帝国工業
14:20~14:55
所
(Reichswerke Hermann Göring)
※ 3, 4, 5, 6の報告をめぐる総合討論
15:00~15:40
7. 森田 英之(西南学院大学) アメリカの指導者による危機の論理の展開について
15:45~16:25
: 1939—1941 —戦後対日政策立案への一前提—

※5月11日(日)

フランス革命関係史料展示 9:30~17:00 図書館
(ベルンシュタイン文庫)

シンポジウム

(その1)

宗教改革と都市

総論

中村賢二郎

F. Lau, *Der Bauernkrieg und das angebliche Ende der lutherischen Reformation als spontaner Volksbewegung* (Luther-Jahrbuch 1959) および B. Moeller, *Reichsstadt und Reformation* (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, Jg. 69, 1962) 以来、都市における宗教改革運動が宗教改革史研究の一つの大きな流れをなしている。それは宗教改革運動が都市を中心にして展開され、また都市の宗教改革は市民の運動を抜きにしては考えられない、という認識に基づいている。この事情は帝国都市と領邦都市であると問わない。したがって我々の共通テーマは、なぜ、どのようにして宗教改革が行われたのか、という基本的な問題にかかわっているといえよう。ただし宗教改革運動がフランスやイギリスに拡延する時、運動展開の在り方はそれぞれの国情に応じて異なってくるので、我々の共通テーマは差当りドイツとスイスに限定される。

ドイツ・スイスの宗教改革運動も都市の諸事情に応じて様相を異にしている。またルター派、ツヴィングリ派、その他のセクトのいずれが指導理念となるかでも、その様相は違ってくるであろう。したがってこのような共通テーマのもとにいくつかの都市を取り上げる場合、問題の整理の仕方によって選び方も異なってくるはずであるが、研究者層の薄い我々の場合、一定の方針のもとに都市を選択することは不可能であった。それゆえ個別報告はいわば「ケース・スタディ」であることを断っておかねばならない。

しかしそれにもかかわらず、つぎの問題の検討は各個別報告に共通しているはずである。それは、宗教改革は西南ドイツ、スイスでは *genossenschaftlich* な都市体制のゆえに広範な民衆を巻きこみ、また *genossenschaftlich* な都市体制を拡充した、という Moeller のテーゼの当否の検討である。またこのような問題の検討は、それぞれの都市の都市体制や、諸都市のおかれていた特殊な事情と宗教改革との関係の考察に進むであろう。

スイス・南西ドイツ諸都市の宗教改革

—ツヴィングリ改革理念との関連において—

森 田 安 一

宗教改革時代前夜におけるスイス・南西ドイツ諸都市の大半はツンフト支配都市の類型に属する。ここでいうツンフトとは、一職種あるいは数職種の手工業者・小商人から構成される強制的経済団体で、同時にその中から市政の担い手が選出される政治団体のことを意味する。都市内のすべての職種は10前後のツンフトに振り分けられ（一職種一ツンフトは例外的）、そこから市政への代表が数的平等に選出された。彼らは都市貴族団体の代表者とともに市政を司ったが、ツンフト支配都市では市参事会メンバー数において後者を上まわっていた。場合によっては、都市貴族団体も一ツンフトと対等の存在にすぎなくなっていた。このようにツンフト支配都市では、一般に市参事会がゲノッセンシャフト的機関と考えられ、都市全体の政治が自分たちの問題とみなされる市民的政治伝統が定着する。

ところで、ツヴィングリの改革指導理念はこのような政治的体制、市民的伝統に適合的であった。彼は、宗教改革の基本原則たる万人司祭主義に基づき、「アウクスブルクとカリヨンとかの教会」が教会上のあらゆる権能をもつ、という「共同体原理」を導き出していた。改革は各共同体の総意に基づいて推進され、共同体が教会的新秩序形成の出発点と原理上考えられた。その限りでは、「共同体原理」はゲノッセンシャフト的伝統と適合的関連をもち、スイス・南西ドイツ諸都市にツヴィングリの影響が大きく働いた理由となったと考えられる。

一方、ツンフト支配都市でも寡頭制の進んだ都市や都市貴族支配都市に宗教改革が導入される時には、ゲノッセンシャフト的理念への回帰乃至実現の動きが伴われてくる。それとの関連において、市当局の主催する公開の宗教討論会がその際に注目されよう。

帝国都市フランクフルト・アム・マインの宗教改革

——市民蜂起からシュマルカルデン同盟への苦難の歩み——

小 倉 欣 一

フランクフルトは、ラインに注ぐマインの河畔というドイツ中央部の交通の要衝にあたり、カール大帝の王宮所在地として史料に現われて以来、諸帝の格別な保護の下に、フランク帝国、神聖ローマ帝国の国制上、経済上に独自の地位を占めていた。なによりも、フランク族の由緒ある土地として、バルトロメウス律院大聖堂では国王の選定がおこなわれ、春秋二回の国際的な大市が開かれていたのである。フランクフルトの繁栄は、帝国あってのことであり、帝国の統治者は、フランクフルトの忠誠を必要とした。したがって、宗教改革は、都市的現象であり、帝国都市は、広汎な「自由と自治」のゆえに、その最も適合的な存在であると説かれるなかで、フランクフルトが、いかに苦難の道を歩まなければならなかったかを示そうと思う。

報告は、I. この都市のおかれた政治状況と経済的社会的事情を概観し、II. 人文主義者の活動と最初の福音派説教（1522年）に触れ、III. 農民戦争最盛期の市民蜂起と「46カ条」訴願書（1525年）の紹介を通じて、民衆運動の役割を論じ、IV. 参事会の宗教改革告示（1533年）とシュマルカルデン同盟への参加（1536年）をめぐる都市政策の考察によって、ツヴィングリ・ブツァー派とルター派説教者の対立、帝国議会の決定、マインツ大司教と皇帝による帝室裁判所訴訟、プロテスタント諸侯の働きかけと帝国諸都市の動きなど、目まぐるしい政情の変化のなかで明確な路線への決断を迫られてゆく参事会の姿を描き、V. フランクフルトの宗教改革を特徴づけ、討論への問題点を指摘して結びとする。

ヴェストファーレンの司教都市ミュンスターでは、1532年初頭より市民的反対派に担われた宗教改革運動が展開する。それは同年末の司教との戦争に勝利し、33年初頭ルター主義的改革の承認をかちとる。この限りでは、それは他の都市宗教改革運動と同じ軌道の上に立っていた。だがここでは、ルター主義で停止することなく、ツヴィングリ主義、さらには再洗礼主義へと市民的反対派運動は暴走しはじめ、1534年2月の市参事会選挙では再洗礼派が合法的に権力を握り、同時に始った司教軍の包囲下、千年王国を樹立し、35年6月の落城までそれを保持することになる。

ところで、なぜミュンスターにおいてのみルター主義が定着することなく、再洗礼主義へとラディカル化したのであろうか。これに対して、従来の通説は、ルター主義の担い手であった中産市民層が勝利とともに支配の座につき保守化したのに対して、これに不満な下層市民がその線を超え権力を奪取した結果であると答えてきた。1960年代まで左右を問わず共通なこの下層民革命説に対して、キルヒホフは逐一資料を検討して全く新しいビルトを提示した。「再洗礼派の社会構成は全市民のそれと本質的に区別されない。再洗礼派と非再洗礼派を分つ線は階層的に横に通っているのではなく、あらゆる身分、階層、親類、家族を縦に立切って走っている。」また再洗礼派指導部についても、「有産市民こそ再洗礼派ゲマインデの形成と発展に決定的に関与し、落城に至るまで指導権を保持した」とする (K. H. Kirchhoff, *Die Täufer in Münster 1534/35, Münster, 1973*)。

この論証は細部に問題はあるが大局的に正しい。だが、下層民によって担われた他の再洗礼派運動とちがって、なぜここではかかる例外現象が発生したのか。彼は「ミュンスター-1534年の現象は純粋に社会学的な方法では説明できない」とこの問題の解答を放棄したが、市民的反対派運動の構造的特質を捉えることによって、これに一つの解答を与えんとするのが本報告の課題である。

(その2)

フランス革命における民衆と権力

総論

井上幸治

このたび専修大学で日本西洋史学会を開催するにあたり、一昨年、建学100年を記念するためフランス革命史料のベルンシュタイン文庫を購入されたのを契機に、フランス革命のシンポジウムを企画することになりました。本学会の大会において、2,3度市民革命がシンポジウムの主題となりましたが、およそ10年間、個人の報告としてはフランス革命の問題はあっても、共同討議の場をつくりえませんでした。わたくしどもは、ここに時代の推移を感ぜざるをえません。

過去においては、いかなる発展段階のもとでフランス革命が起きたかという問題意識が強く、いうまでもなく、それ相応の成果をあげて来たのですが、フランスにおいても革命の問題関心は広がり、今回はサン=キュロット民衆運動(小井高志氏)と国家主権の問題(杉原泰雄氏)をとりあげることにいたしました。

思うに社会思想、政治思想の面において二つの報告は一貫した糸で結ばれていると思います。今まで正面からとりあげられなかったのが、今後いっそう革命研究を深めてゆくために、このシンポジウムの主題を設定したわけです。

リヨンのサン=キュロットと「シャリエ派」

小 井 高 志

リヨンでは1790年8月から91年初めにかけて、約3千名の市民によって31の地区（セクション）クラブと中央クラブが設立された。このクラブのサン=キュロットは、92年8月の革命の危機を迎えると、第一次必要消費財の価格統制、富裕者に対する強制課税、革命軍の結成などを要求して激しい運動を展開した。そして彼らは、ついに93年2～3月に、彼らの要求を拒否したジロンド派市長を追放し、かわって自派のベルトランを市長に当選させることに成功した。その結果リヨンでは、彼らの要求は、ジャコバン独裁に先立って実施されたのであった。これを指導したのが、シャリエをはじめとするベルトラン、ヒデインス、ドデュー、アカールなど12名の「シャリエ派」であった。しかしリヨンでは、それに対する穏和派の抵抗も強力で、「シャリエ派」の市自治体は、93年5月29日、地区集会と国民衛兵の大半を掌握した地区の穏和分子とロラン派の武装蜂起によって打倒されてしまう。その結果、地区クラブも閉鎖され、「シャリエ派」を支持したクラブの活動分子も逮捕された。これが93年10月まで続くリヨンの反乱である。

わたくしは以上のようなリヨンのサン=キュロットと「シャリエ派」の運動について、その運動の担い手の社会構成、社会的政治的理念、組織、さらには彼らのリーダーである「シャリエ派」（アンラジェと考えられる）の敗北の原因などを分析し、リヨンのサン=キュロット運動の性格を明らかにしたい。くわえて、5月29日の反乱の意味と、その際の民衆内部の動向を明らかにするために、「シャリエ派」を支持したクラブの活動分子と反乱地区の活動分子の社会構成を比較検討する。

フランス革命と「人民主権」

杉原 泰雄

(一) はじめに

主題についての報告に入る前に、以下の諸点に若干言及しておきたい。

(1) 革命の最高課題の一つは、国家権力の移行の問題・そのあり方の質的变化の問題であるといわれる。その問題は、憲法における主権原理の変化の問題として現われてこざるをえないものと思われる。

(2) フランス革命においては、その変化は君主主権から「^{ナシオン}国民主権」(la souveraineté de la nation, la souveraineté nationale) への移行という形態をとって行なわれた。「^{ナシオン}国民主権」は、「^{ペープル}人民主権」(la souveraineté du peuple, la souveraineté populaire) とも異なるもので、民衆の政治参加を排除し、民衆の意思によらない政治を確保しうることを特徴としていた。

「1789年のブルジョワジーにとっては、国王と貴族から権力を奪いとるために君主制的正当性の主権原理と異なる主権原理を主張すると同時に、権力を人民大衆の手にゆだねてしまわない方式を見つけ出すことが必要であった。」(G. Vedel)。その後のフランス憲法は、原則としてこの原理を導入している。

(二) 「^{ペープル}人民主権」論の登場

フランス革命の政治的特色の一つは、議会にその固有の代表をもたない民衆の登場に求められると思う。民衆の一部は、ブルジョワジーとも異なる憲法原理をもって独自性豊かな行動をした。彼らは、人権保障の面では所有権の制限と「社会権」の保障を主張し、主権原理の面では「^{ペープル}人民主権」を標榜していた。とくに、その「^{ペープル}人民主権」論に関連して、以下の諸点に言及したい。

(1) 民衆運動と「^{ペープル}人民主権」論

(2) 「^{ペープル}人民主権」の構造

(i) 「社会状態における人間の権利の厳粛な宣言」(1793年)における Varlet の見解

(ii) 「バプーフの陰謀」における「^{ペープル}人民主権」の構想

(3) 「^{ペープル}人民主権」樹立運動の帰結

(4) 革命期における「^{ペープル}人民主権」論の歴史的意義

部会別研究発表

第 1 部 会

ミケーネ王権の興亡と金属交易

桑 原 洋

昨年は「ミケーネと東西ヨーロッパ」と題して、青銅器に不可欠の錫が東地中海に産出せず外部から恒常的に輸入しなければならなかったことから、通説的な供給源であるコーンウォールとの密接な関係は実証されず、不可能とされるボヘミアの方が蓋然的であることを、考古学的遺物・特に琥珀の交易路により巨視的に実証したが、貿易関係の歴史的变化の問題は割愛した。更に「堅穴王墓の富の源泉」と題した別稿で、通説のエジプトとの関係には実証的根拠がないことから文献伝承を批判し、クレタからの掠奪説とは逆に軍事的に協力して交易していたことをミケーネの「攻城図」リュトンとテラ島出土の「戦士上陸」壁画の再検討により検証した。そこで、オリエントからの錫の供給が途絶えたクレタに対して、ミケーネがヨーロッパとの金属交易を仲介するという初期の「特殊な関係」から、更に自ら必要な原料を輸入して金属製品を生産し輸出するに至る王国経済の再分配機構を文書と遺物から解明し、その組織者としての王権の存在理由が末期のトロイア遠征を契機とする海上民族活動の中で失われたことから衰退の内因を推定する。伝承上のドーリス人の侵入による通説とは逆に、上層ミケーネ人に対して併存した下層ドーリス人の反乱による衰退説迄出されており、ヨーロッパからの錫供給が途絶して粗悪な鉄器へ転換したことが、後代に鋼冶金術が発明されて再開された錫の輸入にも拘らず青銅器が復権しなかったことから間接的に推定できる。

κλήροςに対する共同体的規制について

伊 藤 正

古代ギリシア史上にあらわれた諸ポリスが本質的に農耕社会の性格を有していたとすれば、ポリス社会存立の現実的基盤は市民の「持分地」たる κλήρος にあるはずであり、それ故、この「持分地」の喪失による市民の没落はポリス社会の衰退にかかわる重要な問題となった。

そこで、我々が「持分地」の喪失による市民の没落を論じる際に、その前提となる基本的作業は、「持分地」自体が譲渡しえる性質のものであったか否かを吟味することであり、周知のように、ソロンの改革直前のアテナイ社会については、その社会・経済史研究の一環として、この問題がかなり丹念に論じられてきている。特に、J. V. A. Fine, *Horoi. Studies in mortgage, real security, and land tenure in ancient Athens*, Hesperia, Supplement IX 1951. は、アテナイに関して、土地の自由処分に対する法的規制の存在を想定し、それは、少なくとも、前5世紀末まで継続したと、考えている(206)。これに反して、F. Cassola, *Sull' alienabilità del suolo nel mondo greco*, Labeo, XI, 1965. 及び M. I. Finley, *The alienability of land in ancient Greece: a point of view*, Eirene, VII, 1968. は共に土地の alienability を肯定する立場で議論を進めており、更に、彼らは *Inscr., Cret., IV 72 Col., V, IX* を根拠に、所有者の生前における譲渡(贈与であれ売却であれ)と死後の処分との間には相違があったことを指摘し、死後効力を有す処分に関する厳密な規定(なかんずく、相続順位)の存在をもって、所有者の生前の譲渡の禁止をも推定することは出来ない、と考えている(M. I. Finley 27; F. Cassola 208)。

本報告において、私は「持分地」が inalienable か alienable かの問題を学説史的に整理し、私人の所有する「持分地」の自由処分に対する共同体による規制が、ポリス社会の発展とともに出現し、その規制の出現がポリス社会の盛衰とのかかわりあいで非常に重要な現象であったことを明らかにしたい。

ケントゥリア制の成立

平 田 隆 一

古代の伝承は一致してケントゥリア制の創設を前6世紀前半のセルウィウス・トゥリウスに帰し、主な史料によれば *classis* は当初か5つに分けられ、ケントゥリア数は193であった。かかるケントゥリア制の成立年代、当初の構成ならびに性格をめぐって、伝承をそのまま史実とみなす立場からこれを全面的に否認する立場に至るまで、さまざまな学説が対立してきた。

私は先に基本的には伝承を尊重しつつ、ケントゥリア制は前6世紀前半セルウィウス・トゥリウスによって創設されたが、当初は、*equites* および分化されない *classis* のみがケントゥリアに細分され軍隊（従ってまた軍会）を構成し、いわゆるケントゥリア民会は前503年 *infra classem* の市民にも全体として一票の投票権が認められた時点で成立し、*classis* はその後次第に分化していった、という見通しを提示した。

本報告においては、上述のシェーマをさまざまな角度から論証し、成立当時のケントゥリア制の実態を再構成する一つの試みを示したい。

プロソポグラフィカルな研究の意義

——スキピオ・アエミリアヌスを一例に——

楠 田 直 樹

PROSOPOGRAFIA という言葉は、ギリシア語の *τό πρόσωπον* (「顔, 様相, 性格, 特徴, 人物」を意味する) という言葉に由来しており, 「人物の経歴調査」くらいの意味をもつと思う。簡単にいえば, 一種の整理学であり, その人物が存在していた当時の重要な出来事を確証するための補助的な作業にすぎないのであるが, その当時の状況を適確に解明しようとする際に欠かすことのできない意義があるのではないか。

それを共和政期のローマを研究するために, スキピオ・アエミリアヌスにスポットを当て, その時期をさぐるのに史料と共に, 欠かせないということを述べてみたい。

ヌミディア王国に対する共和政ローマの「支配」

栗 田 伸 子

北アフリカにおいては、前146年のカルタゴ滅亡以降約百年にわたって、ローマの直接支配領域たる属州アフリカと、「ヌミディア」・「マウレタニア」の原住民・諸王の支配領域との併存状態が見られた。所謂「属州」の外にあったとはいえ、これらの王国が共和政ローマの地中海世界支配体制と無縁ではなく、むしろこの体制の構成要素の一つとみなされるべきことは、前二世紀中葉のイベリア半島における反ローマ蜂起制圧のためにヌミディア王の部隊が再三派遣された事実や、共和政末期「内乱」におけるヌミディア・マウレタニア両王家、王国内反王家的諸勢力の動き等からも明らかである。更に共和政期属州アフリカの防衛体制が隣接する原住民諸王国からの攻撃を全く想定していないものであった事実は、原住民諸王の親ローマ的態度の継続がこの時期の北アフリカにおける属州の存立の不可欠の条件でさえあったことを推測させる。それ故、北アフリカ原住民諸王国の対ローマ従属の契機を探ることは、共和政ローマの地中海世界支配体制全体の解明にも何らかの手がかりを与えてくれるであろう。

本報告では、主として Sallustius の『ユグルタ戦記』に依りつつ、過去の諸研究において「クリエンテラ」の一種と規定されるのみでそれ以上の追求を免れて来たかに見えるローマとヌミディア諸王の間の紐帯の性格を明らかにし、加えて、そのような関係を成り立たしめた社会経済的条件の所在についても考察したい。

教会奴隷解放 (manumissio in ecclesia) と
聖式奴隷解放 (sacral manumission)

島 創 平

ローマ帝政後期における奴隷制の衰退の歴史において、キリスト教が如何なる役割りを果たしたかという問題を考える上で、手がかりの一つとなるものに、4世紀初め、コンスタンティヌス帝によって正式に定められ、以後古代末期から中世にわたって行なわれた、教会における奴隷解放 (manumissio in ecclesia) の問題がある。

これについては、一方では教会奴隷解放を、古くからデルフォイをはじめ、ギリシア地方を中心に、各地の神殿で行なわれて来た 聖式な奴隷解放 (sacral manumission) と結びつけ、この影響のもとで、教会奴隷解放が生じたとする考えがあるが、他方では、教会奴隷解放はこうした一般的な聖式解放とは全く異なったものであり、それはすべての人の平等という、キリスト教独自の人間観から、奴隷解放を積極的に推進しようとした、キリスト教会の姿勢から生じたものであるという考えもある。

はたして教会奴隷解放は、奴隷解放の歴史の中で、どのような意義を持つものであろうか。また、教会奴隷解放と一般的な聖式奴隷解放は、いかなる関係にあるのであろうか。こうした問題を、教会奴隷解放と聖式奴隷解放の比較、検討を通じて考えて行きたい。

第 2 部 会

シャンパーニュ東南部における在地の動向と領域的諸侯権力

渡 辺 節 夫

本報告は、ラングル司教管区北西部（トネール・ショーモン間地域）を対象領域を限定し、1075年頃から1150年頃までの期間について、在地の動向に重点を置き、そこにおける領域的諸侯権力の動向を把握しようとするものである。当該地域はまた、諸侯権力の競合地帯であり、その領域性の実態を探る上で、意味深いものと思われる。なお史料としては、モレーム修道院に関する2種類の教会文書集、クレルヴォー修道院に関する3種類の教会文書集に主として依拠する。

ところで、各領域諸侯領毎に、その形成・発展過程を政治史的にたどる作業は、今世紀初頭以来、膨大な成果を生みだした。しかし、G. デュビーのマコネ地域の研究（1953年）を嚆矢として、最近の M. パリスのロレーヌ地域の研究（1976年）に至るまで、領域的諸侯権力を、社会経済関係を含む多様な要因との関係の中で、社会構造論的に捉えようとする傾向が一般化しているといえる。そこには、史料の網羅的利用という面以外に、この種のテーマに接近し、問題を解明するための共通の視角・論理が認められる。

本報告は、こうした最近のフランス中世史学界における地域的実証研究の手法と中世高期権力構造論の共通認識を考慮に入れながら上記のテーマを解明しようとするものである。基本的には、領域的諸侯層、城主層、土地領主層各層における権力の固有性を公権力の分散・分有という角度から検討する伝統的方法に立脚しつつも、①新たな歴史条件の下での形成物として諸権力を捉え直す視点を重視し、②諸権力がそれを通じて有効性を発揮するところの人的な諸紐帯の網目を解明することを主眼としたい。もちろん、その前提として、現に機能している諸権力の内実・性格の把握とその概念化が必要とされる。以上、権力の構造的把握の為の基礎作業の成果の報告である。

ノルマン征服後の司教座聖堂参事会について

山代宏道

西ヨーロッパ11・12世紀の司教座聖堂参事会についての研究は、わが国においても教会改革運動との関連においてそれが果たした役割を究明したものがある。しかしそれらの聖堂参事会組織という側面については、いまだ十分に明らかであるとはいえないのであろう。もちろん聖堂参事会の構成員を一人ずつ確認し把握するための史料的限界もある。ノルマン征服後のイングランドにおける司教座聖堂には、特殊イングランド的といわれる付属修道院をもつ司教座聖堂があり、そこでは主として修道士達によって聖堂参事会が構成され、それゆえこうした司教座聖堂は *monastic cathedral* と呼ばれる。これについての基本的研究としては D. Knowles, *The Monastic Order in England, 940-1216*. 1966 (1940) がある。他の形態の司教座聖堂参事会としては *regular canons* あるいは *secular canons* により構成されるものがある。前者にはアウグスティヌス派司教座聖堂参事会があり、その代表的研究としては J. C. Dickinson, *The Origins of the Austin Canons and Their Introduction into England*. 1950 がある。イングランドにおいてこのような聖堂参事会をもつ最初の事例は1133年創設のカーライル司教座聖堂であった。*secular canons* により構成される聖堂参事会をもつ司教座聖堂は *secular cathedral* と呼ばれるが、それについては K. Edwards, *English Secular Cathedrals in the Middle Ages*. 1967 (1946) が参考になる。

本報告ではノルマン征服後における *monastic cathedrals* と *secular cathedrals* のうち主としてカンタベリーとヨーク大司教座聖堂をとりあげ、その組織を比較検討する。その際前者における 司教選出・財産分割の問題、後者における 聖職禄設立の問題等を考察する。さらにイングランドにおいてはノルマン征服後に再建されたと考えられる *secular cathedrals* について、聖堂参事会の形成過程を明らかにする。

佐藤 眞 典

中世イタリアの都市を中心として領域的国家が形成される過程を研究していく内に、特に大都市が更に広い周辺領域へと拡大していく時期が、イタリア都市独特のポデスタ制が設けられたり、隣接の中・小都市が皇帝と結びつきを強めようとした時期と重っていることに気づく。イタリア都市研究にとっても、それらの皇帝との拘わりを検討すること、即ちイタリア地方史研究が帝国史研究との関わりにおいて進められるべきことの重要性を痛感させられる。

フリードリヒ・バルバロッサとイタリア諸都市との関係に考察の対象を限定する理由は、この時期に都市コムネが旧封建支配層（伯、辺境伯、司教、修道院）に代って領域支配を拡大・発展させつつあったという理由だけでなく、古い封建的体制のもとで、選定侯らによる選挙の洗礼を受けた国王が、その選挙に加わっているものがない—通商経済と都市文化が興隆しつつあった—先進的イタリアにおいて、帝国支配を再構築するために最大限の努力をし、その結果ヴェーネトとロンバルディアの都市同盟と敵しい対立・戦闘に陥ったということにある。帝国再建努力の大きさは、バルバロッサを先行の諸皇帝から際立たせている点であるが、彼の統治年数、イタリア遠征回数、国王証書の発行数などの圧倒的多数から伺い知ることができる。最近ようやくこれらの一部 (M. G. H., *Friderici I, Diplomata*, Herausgegeben von H. Appelt, Teil 1: 1152-1158, 1972) が編纂刊行され始め、研究の進展が待たれる。

そこで、バルバロッサと帝国政府がイタリアの新興の都市勢力をどのように把え、支配しようとしたか、これに対し諸都市がどのように対応・反発していったかといった問題を概略的に検討するなかから、少なくとも北・中部イタリア諸都市と皇帝との支配諸関係の鳥瞰的な把握を試みてみたい。

12—13世紀のノルウェー都市
——Trondheim の場合——

伏 島 正 義

西欧の中世都市成立に関して、かつて H. Mitteis は H. Planitz の所説、つまり「商人ギルド—都市宣誓共同体」を評して、「ハンス・ブラーニッツの諸研究は、全理論を新しい基礎の上に置いた。……これらの研究によって、見渡しのきかぬほど多数に存在した古い文献はほとんどすべて克服され、その価値を失った。」(H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, neubearbeitet von H. Lieberich, 11., ergänzte Auflage, 1969*) と述べた。しかしこの所説も、かつての H. Pirenne 学説がそうであったように、さまざまな議論をひきおこしている。(ちなみに、ミッタイスの同書 15., *ergänzte Auflage, 1978* 版ではこれらの言葉がすべて削除してある。)

我国においても、西欧中世都市に関して膨大な研究がなされ、さまざまな議論をひきおこしている。私はこれらの諸研究・学説を詳細に論評する能力は持合わせていない。しかし都市成立に関して、敢えて概観的にいえば、商品の流通面に問題の関心を置くか、原材料生産に基づく商品の生産面に問題の関心を置くかによってその主張が異っているように思われる。こうした主張の相違はむしろ当然であり、各主張各々に史料的根拠がある限り、その説自体の採否をせまることは適当ではないのであって、各々を相互補完的關係にあると位置づけ、理解するのが適当ではなからうか。

このような認識を基本として、私は我国ではあまり触れられていないスカンディナヴィア地方、この場合ノルウェーの一都市トロンヘイムの法典 *Bjarkeyjar réttr* を史料とすることによって、都市研究に一つの素材を提供することをこの報告の目的とする。当該法典は、残存する三つの手稿断片と抜萃集成によって形成されており、12世紀後半から13世紀中頃にかけて作成・編纂されたものである。

イギリス13世紀・権原開示訴訟における令状還付権の問題

赤 沢 計 真

イギリス封建国家の権力構造を分析する際に、13世紀後半に展開する権原開示訴訟が、ひとつの重要な指標および素材をなしていることは、すでに、ハインリッヒ・ミッタース『中世盛期の国家』などでも強調されているように、いわば自明の認識となっていると思われる。しかしながら、13世紀の権原開示訴訟における個々の争点や、それぞれの訴訟手続きなどについては、なお明瞭さを欠くところがすくなくない。権原開示訴訟における令状還付権（リターン・オヴ・リット）の問題は、権原開示訴訟の本質をかたちづくる争点のひとつであるにもかかわらず、かならずしも明晰な認識が確立しているとは言い難いのが現状である。この問題について、イギリスの法制史家、グラスゴウ大学のM. T. クランチャーは、1966年に「令状還付の特権」（フランチャイズ・オヴ・リターン・オヴ・リット）と題する講義をおこない、翌1967年に論文の形で発表した。この論文は、TRHS., 5th S. vol. 17. (1967)に掲載せられた業績であるが、これにより、権原開示訴訟の展開期（1278—1294年）を経ることにより、令状還付権の法的・歴史的 성격にどのような変動が生じたか、が論及されている。すなわち、令状還付の権限から、令状執達の機能へのそれである、とされている。この点の指摘により、すくなくとも問題の重要な一端があきらかにされたと考えられるのであるが、令状還付権の法的・歴史的 성격如何の論点は、封建的特権領の、さまざまな局面にかかわる問題であって、権原開示訴訟の展開過程だけに局限されるような論点ではない。本報告は、上述のクランチャー論文を手掛りに、13世紀封建王政における令状還付権乃至は令状復命特権の問題について、若干の調査と考察を試みようとするものである。

ランカスター朝における貴族統治の特質

—ヘンリー6世治世前半期の場合—

尾 野 比 左 夫

周知の通り、ランカスター朝ヘンリー6世の統治は、大貴族による政治支配体制を特徴とする。この体制は、ランカスター朝の過程の中に漸次形式され、当代、最頂点に達したものだだったが、それはどのような本質をもっていたか。そもそも、大貴族支配体制—封建権力の集中—は、イギリス封建国家から絶対主義国家への移行期における特異な統治形態（現象）であり、かくあらわれたヘンリー6世の時代は重要な意義を有すると考えられる。従って、本発表では、ヘンリー6世統治の本質の考察を通じて、封建国家解体の一因を究明したい。

一般にヘンリー6世の時代は、前半（1422～37年）と後半（1437～61年）の2期に分けることができるが、大貴族支配—大貴族の党派政治が典型的に行われたのは後半期に他ならなかった。一方、前半期はこの貴族体制の一大布石がきざかれた時代で、大貴族ボウファット卿の支配するところとなっていた。所謂、ボウファット支配体制の時期であった。では何故、ヘンリー6世治世前半期において、かようなボウファット支配体制—王権弱体の現象—が生じたのだろうか。また、それは如何なる性質をもつものだったか。これらの問題の解明こそが大貴族支配体制の本質を把握する不可欠の要因といえよう。

今回の報告は、上記問題解決の糸口をさぐるため、ヘンリー6世治世前半期の統治体制に焦点をしばって考察するが、具体的には、次の3点の検討にあたる。すなわち、(1)ヘンリー6世治世前半期の政治状況とボウファット支配の確立—●王弟グロスター公とボウファット卿の対立からボウファット支配へ、●ボウファットの政府・議会への影響力の度合、(2)政府行政機関の要たる諮問会議の機能・性格—●統治上における諮問会議の役割、●会議を構成する顧問官の階層、(3)ボウファット支配の背景—当時における国家財政の状態（困窮）とボウファット卿の財政への貢献度（多くの借款供与）、以上である。

第3部会

^{コンキスタ}「征服」後の^{コンキスタドール}「征服者」たち

——メキシコの場合——

青 木 康 征

1521年8月、アステカの都テノチティトランはエルナン・コルテスの軍門に降った。スペインによる新大陸征服をなしとげた一群の人々を“コンキスタドール”と呼ぶが、メキシコ征服の場合、その総数は、1519年2月コルテスとともにキューバを出発した600余名に、その後コルテス一行に合流した隊列を加え、優に1,000名を越える。彼らの大半は、征服後、メキシコの地に留まり新たな生活に入る。

本報告は、これら“メキシコのコンキスタドール”を祖上に載せ、主として征服終了後の身の処し方について試みた調査の結果である。調査項目としては、彼らの出身地、身分、渡航年、メキシコ征服に加わるまでの生活経歴、征服後の動向、エンコミエンダ保有の有無とその経済力、家族、死亡年、等がある。

これらの調査項目の中で特に注目されるのが、エンコミエンダの保有に関してである。調査対象者であるコンキスタドールは、征服の功労者としての資格と権利から、理論上、全員がエンコミエンダを受領する立場にあったと考えられるが、その実情はどのようになっているか。そしてまた、このエンコミエンダが、いかなる時間的経過と手続きを経て、コンキスタドールとその相続者の手から離れていったのであるか考察してみたい。この問題は本国（王室）に対する新大陸のスペイン人（クリオーリョ）の不満の源の一つと考えられるが、このような見方が、事実であることを文献、史料の上から確認したい。

スペイン領植民地におけるイギリスの密貿易

—1739年ジェンキンスの耳の戦争の経済的背景をめぐって—

四 元 忠 博

スペインのカリブ海植民地にたいするヨーロッパ諸国の合法的な貿易取引は、スペインの新世界貿易独占政策のために、基本的には認められていなかった。したがって有益なスペイン領植民地との取引を確保するためには海賊行為あるいは不法な取引に頼らざるをえなかったのは当然であった。スペイン側からのスペイン領植民地とのイギリスの密貿易にたいする妨害は18世紀に入り顕著になったといわれるが、イギリスにおけるスペイン領植民地との取引の主体はアンセントを軸とする南海会社といわゆるインターローパーであった。南海会社といえども合法的なスペイン領植民地への奴隷供給を隠れ蓑として大々的に密貿易を行ったのであるから、イギリスのスペイン領植民地と貿易取引が大部分密貿易によって占められていたことは明白である。

それに18世紀に入るとヨーロッパにおけるイギリスとフランスとの覇権争いが前面に押し出されるが、それはカリブ海域においても同様であった。したがってイギリスとしてはフランスを凌駕するためにも、スペイン領植民地への進出がどうしても必要であった。そしてそれはとりもなおさずイギリスによる密貿易の横行を必然化したのであるが、それは結局1739年のジェンキンスの耳の戦争を勃発せしめることとなった。

今回の研究発表においてはジェンキンスの耳の戦争を導いたイギリスの経済的背景およびイギリスのスペイン領植民地との密貿易がイギリス経済においてどれほどの重要性を占めるものであったかを若干考察してみたいと思う。

いわゆる craze for calico と東インド会社

浅 田 実

当初主に胡椒を搬入していたイギリス東インド会社は、クロムウェルの改組と王政復古以後急速にインド綿織物の輸入量を高めていった。いわゆる craze for calico が生じたことはよく知られている。ブリオンを持出しインド綿織物・絹織物を購入するというベンガル・ディワニ獲得（1757年）以前の会社の営業内容は、確かに国内産業資本への市場提供とは相いれないものであった（松井透『史学雑誌』62編第7号）。しかしそのような東インド会社の織物輸入貿易には経済史的にみるべきものはなかったであろうか。

17世紀後半に急増した輸入インド織物が伝統的な英国織物（羊毛）工業に与えた（と考えられる）影響は確かに大きかった。その結果生じた世紀末の“キャリコ論争”と「キャリコ禁止法」については、これまでも論ぜられてきた（西村孝夫『キャリコ論争史の研究』）。しかしインド織物の流入は、英国織物工業に破壊的な影響だけを与えたのではなかった。インド織物が大量流入した17世紀後半当時、英国毛織物工業は伝統的な旧毛織物から薄手の新毛織物にその重点を移行させつつあった。流入インド織物はこの傾向にさらに拍車をかけた。美しく織り上げられた軽い織物への趨勢は一層促進され、ランカシャー・ファスティアン織の質的改良、使用染料、捺染技術の改良などがみられた。いずれも、インド産キャラコ、チンツに照準をあてた改良であった。産業革命前の技術革新はこうしてインド織物をモデルとしてはじまったが、このことは、インド織物製作技術が卓越していたことを意味すると同時に、国内織物工業の技術革新を促すなど、インド織物またはその類似品に対する人々の期待と需要が大きかったことを意味している。そのような期待と需要を生み出す上で東インド会社が果たした役割は無視できない。そうした東インド会社の役割を考量するのが、ここでの課題である。

堀井敏夫

ナポレオンが失脚して間もなく、フランスは大凶作に見舞われ、1816—17年の小麦の価格は記録的な大高騰となった。にも拘らず、この期の研究は質・量ともに不足であり、特にパリについて、歴大な手書き史料が保存されているのに専門論文は皆無であった。近年、19世紀パリ史専門の Massa-Gille 女史、Tulard 教授、Bertier de Sauvigny 教授が相次いで大著を出され、その中でそれぞれこの問題に数頁を当てられる。他方、この三氏の後輩・弟子・知人としての私は、それらの刊行前後の時期に、アルシーヴ・ナショナルの F11 の諸帳簿・文書箱群に手をつけたが、三氏ともこれらの文書を見ることなく著述を終えられたので、当然、三著に見られない局面を浮かび上がらせることができる筈である。

しかしながら、なお開くべき箱を推定10メートルは残し、かつ本論の文章化も和仏両語とも未完成なので、下記及びその他の諸論点の中から、若干を選んで発表したい。

- (1) 立案実施された政策の多様性と規模は、従来論述されているより大きい（パン券発行案）。また社会政策の推進力はむしろパリ警視総監にある。
- (2) パン価格の引き下げのみならず、小麦小麦粉の供給について、当局は少なくともパリへの安定供給に成功したと判定する。
- (3) 地方の暴動については、従来も指摘されていたが、加えて或る警部のメモでは、血なまぐさい暴動が主都のつい近郊にも確かに発生したこと、パリのサン・タントワヌ街などで少なくとも不穏な形勢があったことがわかる。
- (4) 当局は最終段階で、パリの小麦粉を価格と供給の両面から強力に統制するが、この時の価格操作は、パリ市内の暴動を回避するためだけでなく、地方の危機を一日も早く収拾するためでもあろう。
- (5) ジャがいもの役割を多少知ることのできる文書。などなど。

1900年前後のアメリカ経済

——「門戸解放帝国主義」との関連で——

長 沼 秀 世

W・A・ウィリアムズをはじめとする多くの「門戸解放帝国主義」論者は、それがアメリカ合衆国の経済的優位性に基づくものだとする。この解釈は、今日に至るまでの状態を概括するにあいには、ほぼ妥当といえるかもしれない。しかし、「門戸解放通牒」が出された1900年前後においても、合衆国の経済的優位という説は十分に妥当するであろうか。この説は、「門戸解放帝国主義」論者に限らず、一般化されている。すなわち、少なくとも1890年代には、合衆国は世界最大の工業国となり、最強の独占資本主義国になったといわれる。それは確かに統計的に裏づけられているが、総量による数字である。しかし、その内容を分析してみると、必ずしも「優位」を示すとはいえないのではなからうか。

そこで、当時のアメリカ経済をイギリスと比較して検討してみると、多くの点で総量では確かに合衆国はイギリスを上まわっている。しかし国民一人あたりの数字となると、ほとんど同等またはそれ以下となる。さらに構造的にみれば、国民所得の産業別源泉、労働力分布などの点で、合衆国はイギリスと比較して工業の比率が小さいことが明らかである。国際面でも、商品貿易では量・質ともに合衆国はイギリスに劣っている。また資本面でも、当時、合衆国は周知の通り純債務国であったばかりでなく、年々の資本輸出の点でもイギリスを下まわったのである。

これらからみて、1900年前後のアメリカ経済は確かに強大であったが、それは主として国内志向の経済であり、国際的に「優位」を示したとは考えられないのではなからうか。したがって、「門戸解放帝国主義」は少なくともその発端について再考を要するといえよう。一方、当時のアメリカ国民の広い範囲に経済的優位の観念があったことは、ウィリアムズらの研究で示されている。この実体と観念とのズレをどう解釈するかが、今後の問題であろう。

ロシア革命前夜のストルイピン改革とヴィッテ伯

保 田 孝 一

1905年のロシア革命を収拾するための政策の一つとして、1906年末からストルイピン改革とよばれる、いわゆる農村共同体（ミール）を解体して小分割地農民を創出するというロシア農村のブルジョア化政策が、農民の反対を排して開始された。この改革は、第一次世界大戦の開始（1914年）で中断され、1917年の革命時には、この改革で解体された農村共同体が復活強化される。つまり資本主義化政策の強行への反動として伝統への回帰つまり歴史の歯車を逆転させるような現象が発生したのである。

改革時に上院の国家評議会議員であったヴィッテ伯は、ストルイピン首相の政策に反対し、野党のカデット党に近い立場をとったが、改革派によって嘲笑された。なぜならヴィッテは、首相当時（1905年10月～1906年4月）、ストルイピン改革の原案となった、もっと徹底したブルジョア的改革案を創出した人物であり、ストルイピン改革を推進していたのは、ヴィッテが長年にわたって育成してきた革新官僚であったからである。

報告者は、レニングラードの国立中央史料館（ツギア）で、ヴィッテが首相を引退する時に残した改革案「国会に提出する諸問題のプログラム」を発見し、それがヴィッテの1890年代からの工業化政策の帰結であることを史料的に確認した。

第 4 部 会

国際連盟と石井菊次郎

河 村 一 夫

石井菊次郎子爵は、日本外交界の長老として、国際連盟においても設立当初から活躍された。ここにその足跡の一端につき、その名著『外交余録』『外交随想』と日英両国の外交文書などを対照し、改めて検討したい。

大正9年9月、内田康哉外相は当時の石井駐仏大使を第1回連盟総会日本代表に任命の際、「何レノ場合ニ於テモ、英国其ノ他主要連盟国代表者ト緊密ナル接触ヲ保チ、常ニ公正穩健ノ主義ニ遵拠シテ帝国ノ地歩ヲ確保スルニ努メラルベシ」(『日本外交文書』大正9年、第3冊上巻266頁)と訓示した。その後、連盟の各方面で彼の活躍は著しく、例えば大正12年、ギリシヤ・アルバニア国境画定委員会委員長たるイタリア人テリーニ少将一行虐殺に端を發したイタリアのギリシヤ領コルフ島占領事件に際し、理事会議長として事件解決に成功した。その報告中に、「本使ハ伊国ノ行動ヲ是認セザルハ勿論ナルモ、支那ヲ隣邦トスル日本ガ伊国ノ行動ニ近キ態度ニ出ヅルノ已ムナキ場合ニ遭遇セザルモ限ラザルベキヲ慮リ、成ル可ク伊国攻撃ノ陣頭ニ立ツヲ避ケタリ」(『日本外交文書』大正12年、第3冊、381頁)とある。この事件は紛争当事国の一方が常任理事国であった最初の事例で、後の満州事変も同じ事例であった。満州事変勃発後、彼は、「柳条溝に於ける支那正規軍の南滿鐵道線路破壊を仮りに事実とするも、自衛行動には自ら限度なかる可らず」(『外交随想』78頁)と記した。彼はこの見地から、昭和7年3月3日、リットン委員会歓迎宴で英語で大演説を行なつて内外に反響を与え、更に6月21日、グルー新米国大使歓迎宴でも、日米戦争は起り得ないとの持論を披瀝して、リンドレー英国大使の注目する処となった(Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Second Series, Vol. 10, No. 448)。要するに石井子爵は、連盟との協調を以て一貫され、間もなく再び就任された内田新外相の軍との協調方針とは異なるものがあつたのである。

竹 本 秀 彦

エルンスト・トレルチの政治・戦争論文を、時代を映す鏡として引用する歴史家は枚挙にいとまがない。それにもかかわらず、彼の政治思想についての研究は数少ない。それは、トレルチの政治への関わりが、マイネッケやM. ヴェーバーほど深くなかったからである。しかしトレルチの歴史理論を研究する上で、政治との関わりを無視することはできない。第一次世界大戦、革命、ワイマール共和国の成立という激動の時代を、トレルチは体験した。トレルチが長年暖めてきた歴史理論的構想がこの現実に突き当たってはじめて検証可能になったといえる。その成果が1922年の『歴史主義とその諸問題』となって現われたのである。本発表はトレルチの歴史理論と政治論の関わりを主題とし、その精神的考察を行なう。特に注意すべき点は、トレルチが行なった精神史研究に繰り返し現われる「倫理意識」であり、本発表も「政治倫理」と「歴史主義における倫理」を中心に据えている。この「Ethik」を問題にすることによって、トレルチの歴史主義、保守主義、民主主義の思想も理解しうるし、ここにトレルチの精神史研究全体を解明する手懸りもある。従来、歴史主義の理解を困難にしてきたのは、方法論としての歴史主義と世界観としての歴史主義を混同する傾向が多く見られたことによる。私見によれば、トレルチは歴史主義を世界観として把握し、その克服を考えた。グスタフ・シュミット(*)が新しい視点からトレルチを評価し得たのもこのような面に注目したからに他ならない。本発表はこうしたシュミットの研究も考慮に入れて論を進めたい。

(*) Schmidt, Gustav, Deutscher Historismus und der Übergang zur parlamentarischen Demokratie, Untersuchungen zu den politischen Gedanken von Meinecke・Troeltsch・Max Weber, 1964.

Ernst Troeltsch, in: Deutsche Historiker III, Hrsg. v. H.-U. Wehler, 1972

ナチスによる労働者の組織的把握

— 闘争期から第三帝国初期にかけて —

井 上 茂 子

ナチスが、マルクス主義の伝統の強固な労働者層をどのようにして自己の陣営に把握しようとしたかを、その組織的面から考察し、あわせて、その組織を通じて労働者層がナチスにどう作用したかを考えるのが本報告のねらいである。

1920年代末期、ナチ党指導部に労組問題についての明確な原理がないうちに、必要に迫られてナチス経営細胞組織（NSBO）が結成されていった。その中心となったのは、北ドイツのナチス左派であった。NSBOは労組ではないと規定されながらも、労働者確保のため、実際上労組活動をせざるをえなかった。1933年ナチスが政権に就くと、その大衆運動は既存の社会秩序攻撃に向うが、NSBOもその一翼を担い労組諸機関や経済諸分野を攻撃した。党指導部は自己のイニシヤチブ喪失を恐れて、1933年5月にドイツ労働戦線（DAF）を作るが、熱はさめず、新しい社会秩序の形成が急務となった。1933年後半より、この党指導部の大衆運動抑えこみが本格化し、国民労働秩序法、DAF組織変え、NSBOの無力化、ナチス左派の肅清が行なわれた。しかしその後DAFは、従来の労組の行なってきた社会政策任務の権限獲得に執着を見せるようになった。それはDAF指導者ロベルト・ライの一連の行動が指標となる。大衆を把握するため必要不可欠な社会政策任務は、明確には一度もDAFに規定されず、「労働関係のイデオロギー的吟味」というDAF公認の任務の抜け道を通して、それを獲得しようとした。組織発展とイデオロギー的正当性は正の相関関係にあるという前提で、DAF組織は発展し、それがまたライのDAF権限拡大の野心を力づけさせたのである。

ヒトラーの政権掌握とドイツ外務省

佐藤 健 生

いわゆる「第三帝国」の時代のドイツの外交政策をナチスの外交政策として捉え、連続性の光の下でよりも革命的な転換という非連続の立場から把握すべきだとする主張（ヤコブセン）には確かに説得力がある。なるほどこの時代のドイツ外交のリーダーシップを実際に執ったのは、ヒトラーとナチ党の外交指導者（特にリッベントロップ）及びその外交機関（リッベントロップ機関、ナチ党外国組織部など）であったと断言することもできようが、その一方では旧来の国家の外交機関であるドイツ外務省が、その構成員からみても少なくとも1937・38年ごろまでは、大きな変化もなく本来の機能を保っていたという事実もまた見落とせまい。すなわち政権掌握後のヒトラーは、さしあたり外務省に手を加えないことにより、外務省を諸外国に対するドイツの外交政策の連続性の保証人として利用し、その後の外交上の成果への踏み台を着々と築いていったのである。

本報告では、ヒトラーの政権掌握（1933年1月）前後の時期を中心に、当時外務省の実権を握っていた外務次官ベルンハルト・ヴィルヘルム・フォン・ビューローとその周辺の人々のヒトラー政権誕生に対する反応を分析することによって、新しく登場した政治権力（ナチス）と既存の伝統的政治機関（外務省）との関係を、第三帝国の外交における連続と非連続の問題として検討する。その際に問題となる外務省のナチスによる均質化（*Gleichschaltung*）の度合についても、外務省の人事異動とナチ党員数に視点を定め、特にベルリンの本省の高級官僚とドイツ在外公館の外交官（大・公使）のナチ党入党の時期に着目した分析によって、検討を行なう。こうした分析から、外務省の指導者の大部分が、第二帝制以来のドイツ指導者層の保守的性格を反映し、ヒトラーの政権掌握直後に彼らがとった保身、軽蔑、静観といった態度に見られるごとく、専らヒトラーを過小評価していたことが指摘される。

芝 健 介

西ドイツでは現在でも国防軍や武装親衛隊は親衛隊の犯罪とは無縁であったという「伝説」が根強く存在する。《親衛隊国家 SS-Staat》が「第三帝国」の重要な標識となっているゆえんは、この組織が、人種イデオロギー、フューラー・ヒエラルヒー、テロルと抑圧の体制を集約的に体現しており、ナチスの支配を社会のあらゆる領域に及ぼしていく際に決定的役割を果たした点にあるといえる。軍に対する関係についても「全体主義」モデルにもとづいて親衛隊の秘密警察的コントロールの側面が従来の研究では強調される傾向にあった。この報告ではヒトラー政権下のドイツ社会が「国防共同体」に編成されていく中で、親衛隊と軍がどのような関係にあり、「第三帝国」の秩序においてこの関係がどのように意味づけられるか、という問題を追求する。軍事機能を自らに独占しようとした軍は、親衛隊の機能を国内の治安維持のみに限定しようとし、ヒトラー自身も親衛隊に国内むけ暴力、国防軍に對外政策の権力手段をそれぞれ役割賦与しようとしたが、「レーム事件」以後、親衛隊独自の軍事化の動きは強まった。「第三帝国」期を通じて存続したこのような軍事的分化は、反革命義勇軍（フライコール）以来、突撃隊をへて親衛隊に受け継がれた「政治的兵士」運動の人的・組織的要素に因るところが多い。国防軍の関心は、ヴァイマル期以来、軍備の効率化と社会の軍事化にあり、かかる関心はナチスとの関係においても決定的にはたらいっているが、他方親衛隊の組織的再編もヒトラーの党軍事組織に対する関係も軍の軍備政策によって大きく規定されていた。親衛隊の軍事化は、軍とのリクルートメント面での競争を通じて、ナチス・イデオロギーの操作的性格をあらわにしている。そしてこのような軍事的分岐そのものは、「第三帝国」の軍事的ポテンシャルを弱めず、むしろ強化する方向にはたらいいたのである。

ナチスの対外侵略とヘルマン・ゲーリング帝国工業所
Reichswerke Hermann Göring

木 畑 和 子

ナチス・ドイツの対外侵略の中で、東欧における広域経済圏の創設は重要な位置を占めているが、その実態は従来の研究の中で必ずしも十分に明らかになっていない。本報告では、1937年7月に設立されたヘルマン・ゲーリング帝国工業所（以下RHGと記す）の東欧における活動を分析することによって、その実態の解明の一助としたい。

従来、第三帝国研究の中でRHGが扱われる際には、主たる関心はその創設の経緯に寄せられてきた。そこではファシズム体制下の党と資本家の対立が着目されてきたのである。しかし、本報告ではRHGのその後の発展過程をとりあげたい。国内の貧鉱石採掘とその使用による鉄鋼生産という非経済性が指摘されたにもかかわらず、「軍需生産上、国防上の観点」から創設されたRHGは、ナチスの対外侵略の拡大とともに、東欧経済支配の尖兵となっていった。ナチ党としては、占領地で接収した重要な鉄鋼、軍需産業の運営を他の私企業にまかせるよりも、RHGに委任する方を選んだし、RHGはこのような有利な立場を利用し、創設事情にまつわる非経済性を補うために、次々と占領地での接収企業を取得し、経営の安定を計っていった。その結果、RHGは急速に膨脹し、巨大コンツェルンと化したため、組織の再編、一部再私有化が行われた。こうした過程を報告では主に1938年から1942年の間について追求していきたい。

アメリカの指導者による危機の論理の展開について 1939—1941

—戦後対日政策立案への一前提—

森 田 英 之

欧州に戦争が勃発した1939年秋から、太平洋戦争の開始に至るほぼ2カ年余りの間、大統領を含めてのアメリカ政府指導者の間に、一種の危機の論理と呼ぶことの可能な国防思想が展開された。これはアメリカの安全保障が、深刻な危機に直面しているとするこれら指導者の不安に起因していたといえる。当然彼等は、急速に迫りくる国家的危機を国民に認識させようと努力するが、国民の覚醒には論理が必要であった。したがってこの論理は、主としてこれら指導者の公的スピーチや出版物等に展開されている。

その主要テーマは、欧州とアジアを征服したドイツと日本が、その地にいわば巨大な橋頭堡を築き、それらを足場として、最終的には未征服大陸である、合衆国を含めた西半球を、攻撃してくるというものであった。

これはもちろん建国以来外敵に国家の安全を脅かされることの稀であった、めぐまれた地理的、国際的環境に安住していたアメリカ人が、国家の危機に直面して示した彼等の当惑ぶりを示して余りあると思われる。しかしその後の歴史の展開を考えると、この反応ぶりを、単なるアメリカ指導層の一時的な危惧として片付け去ることはできないと思われる。なぜならこの危機意識は、「悪夢」のごとき焦燥の体験を、これら政府指導者に与えたからである。体験は深くアメリカの指導者の脳裏に焼きつけられ、その後の彼等の世界観、ひいてはアメリカの戦後対日政策を含めての世界政策の立案に、直接、間接の影響を及ぼすことになったと考えられる。

本論の目的は、危機意識が一つの論理として形成されてゆく過程をたどり、同時にこの論理が、アメリカの政策に反映されてゆく様子を明らかにすることにある。



